

平成26年度

事業計画書

平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで

公益社団法人東京都医薬品登録販売者協会

目 次

(平成26年度事業計画書)

はじめに	1
I 高度な専門的知識・技能を持った登録販売者の育成及び医薬品の適正使用推進事業（公益目的事業）	2
1 登録販売者の育成を図るための生涯学習研修事業	2
2 医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及啓発事業	3
II 会員の福利厚生及び情報提供事業（その他の事業）	4
1 会員の福利厚生充実に関する事業	4
2 情報提供事業	4
3 会員名簿の作成	4
4 組織強化（会員の加入促進等）	4
5 薬業界関係団体との友好連携の強化	4
6 賠償責任保険制度	4
7 薬事関係図書の刊行と斡旋	4
III 管理部門	4
1 組織の拡充と会員の確保	4
2 業務執行体制の整備と強化	5

はじめに

(環境認識)

平成25年1月11日の最高裁判決を踏まえ、厚生労働省は薬事法の改正に向け、種々の検討会を開催し、平成25年12月5日に改正薬事法が参議院において成立した、その概要は下記のとおりである。

1 医薬品の販売業等に関する規制の見直し

(1) 一般用医薬品の販売方法に関するルールの整備

(2) 劇薬及びスイッチ直後品目の販売に関する安全確保のための仕組みの整備

(3) その他

2 指定薬物の所持、使用等の禁止

等であり、1については平成26年6月12日から、2については平成26年4月1日から施行される。

インターネットによる一般用医薬品の販売が認められることにより、今までの対面による販売の原則が大きく崩れることになるが、ネットによる販売が認められようとも、一般用医薬品を適切に販売するには、対面による情報収集、情報提供は不可欠であると確信している。

しかしながらネットによる販売が認められたからには、ルールを守ったインターネット販売が行われているのかを監視し、都民が安全に一般用医薬品を使用できる環境を整備していくことも公益法人に課せられた責務であると考えている。

平成21年の薬事法改正により、リスク区分に応じた情報提供、医薬品の陳列と配置、指針及び業務手順書の策定、名札及び必要な掲示事項、従事者に対する研修制度等、これまでにない仕組みが導入されているが、厚生労働省が実施する、いわゆる「覆面調査」と呼ばれる「一般用医薬品販売制度定着状況調査」及び「登録販売者実態把握調査」(登録販売者の研修実態の調査)で、平成24年度においても、未だ、制度改正によるルールが遵守されていない結果を発表した。また、登録販売者試験受験の資格要件である実務経験を偽り受験する例が後を絶たないなど、医薬品が人の生命に直結しているという認識が希薄となっている。

登録販売者試験が1年間の実務経験により受験が可能となったことにより急激に増加し、平成24年度末には12万人を超える登録販売者が誕生した。

このような状況下、平成24年度には、厚生労働省は「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン」(以下、「外部研修ガイドライン」という。)を作成・発出し、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業に従事するすべての登録販売者が外部研修を受講するよう制度化し、本年度で3年目を迎える。当協会の「登録販売者生涯学習研修会」には毎回1000名を超えるほどの登録販売者が受講している。それに加えて、昨年度は東京都福祉保健局からの委託事業である、「店舗販売業者講習会」も対象である都内全ての店舗販売業者約2500店舗に対し案内を送付し、約500名が受講するなど、当協会の研修・講習事業への期待は各方面からますます高まってい

る。それに伴い、当協会では、生涯学習制度の一層の充実を図り、「外部研修ガイドライン」に対応した研修会の更なる充実・強化等を図り、新たな改正薬事法にも的確に対応していくとともに、次の各事業を実施する。

（基本方針）

以上の状況を踏まえ、本年度は次の事業を軸に事業計画を策定した。

（公益目的事業）

高度な専門的知識・技能を持った登録販売者の育成及び医薬品の適正使用推進事業

（その他の事業）

会員の福利厚生及び情報提供事業

事業ごとに主な点を掲げると、次のとおりである。

高度な専門的知識・技能を持った登録販売者の育成及び医薬品の適正使用推進事業（公益目的事業）

高度な専門的知識・技能を持った登録販売者の育成を図り、医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及に貢献し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

- （1）登録販売者の育成を図るための生涯学習研修事業
- （2）医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及事業

会員の福利厚生及び情報提供事業（その他の事業）

会員の福利厚生・情報提供・加入促進等を行い、薬業の進歩改善を図るとともに登録販売者である会員の倫理及び職能の水準を高めることを目的とする。

- （1）会員の福利厚生の充実に関する事業
- （2）情報提供事業等

I 高度な専門的知識・技能を持った登録販売者の育成及び医薬品の適正使用推進事業（公益目的事業）

登録販売者の育成を図るための生涯学習研修事業

登録販売者によって構成される職能団体である当協会が、登録販売者の質の向上を図るとともに、専門性、客観性（受講確認等）、公正性（販売促進目的ではない）を持つ研修事業を実施し、登録販売者の育成を図るものである。

・登録販売者生涯学習研修会

都内の薬局及び医薬品販売業に従事するすべての登録販売者を対象に、厚生労働省発出ガイドラインに適った研修会を実施する。

・全国統一薬事講習会

会員及びその他の従事者を対象に、薬事薬学の知識向上を図るため実施す

る。

・ **店舗販売業者講習会**

東京都からの受託で、都内のすべての店舗販売業者を対象に、薬事法規、医薬品に関する知識、最新の医薬品情報等の知識を習得させ、医薬品の有効性及び安全性の確保を図り、もって都民の医薬品による副作用から守ることを目的として実施する。

・ **薬事・医事知識講習会**

登録販売者及び都民を対象に、薬事薬学の知識向上を図るため、最新の症例や漢方薬を含む医薬品情報等に関する講演会を実施する。

・ **認定登録販売者制度**

公益社団法人全日本医薬品登録販売者協会が行っている認定登録販売者制度を活用し実施する。

・ **登録販売者試験講習会**

登録販売者を目指す方を対象に、登録販売者試験合格に必要な知識を習得させ、模擬試験等を実施する。

医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及事業

(1) 普及啓発イベント

・「薬と健康の週間」、「麻薬・覚せい剤乱用防止活動」の期間に、団体として積極的に連携参加し、『ダメ。ゼッタイ。活動啓発用資材』、『セルフメディケーション啓発用小冊子』等を配布するなどの街頭活動、医薬品の適正使用に関する相談対応等を通して健康被害の防止及び、セルフメディケーション推進を含む医薬品の適正使用推進事業を実施する。

・ 一般用医薬品の正しい知識や使い方に関する普及啓発イベントを開催。

改正薬事法対応模擬店舗において、都民に対し専門家による薬の相談体制のシミュレーションの実施、新販売制度等の周知、クイズラリーやアンケート調査等を通じてセルフメディケーションに果たす OTC 医薬品の役割、OTC 医薬品等の正しい知識や使い方等の普及啓発活動を実施し、医薬品等に起因する健康被害の防止や、セルフメディケーションの重要性を啓発する。

(2) 会報誌等による普及啓発

・ 会報誌やホームページ、厚生労働省、東京都、独立行政法人医薬品・医療機器総合機構、その他の行政機関、医薬品製造販売業者を通して、健康被害の防止や、セルフメディケーションの推進を含む医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及活動を実施する。

会報

名称：「薬種」

発行回数：年4回

配付先：会員、関係団体、都庁、保健所、医薬品メーカー、各都道府県協会及び希望者に原則無償提供。会員以外の希望者に対して実費相当程度を負担していただく。

・ 薬事法が改正される等大きな変化があった際、制度を周知するため一般都民に対し薬事関係図書等を刊行する。また、希望者には薬事関係図書等を斡旋する。

Ⅱ 会員の福利厚生及び情報提供事業（その他の事業）

（1）会員の福利厚生の充実に関する事業

登録販売者によって構成される当協会の会員の福利厚生及び薬業の進歩改善の向上を目的として、内規による会員の表彰や国・都に対する各種表彰候補者の推薦等を行う。

（2）情報提供事業

本事業は、消費者に対し安全で安心できる医薬品の販売を行うために、医薬品を扱うリスク管理として自己点検により医薬品の取り扱い状況の確認等を行う。厚生省薬務局長通知「薬事監視指導要項」に基づくチェックリストを作成し、配付する。

ホームページにより医薬品に関する情報を公開することにより、最新の情報の共有を図り会員の職能の水準の向上を図る。

（3）会員名簿の作成

会員への情報提供の一環として会員名簿の作成し、会員名簿は希望する会員に配付する。

（4）組織強化（会員の加入促進等）

当協会の組織力強化のため、会員の加入促進として、ホームページ等により広告を行い、登録販売者に関する情報提供等を行うことにより、登録販売者の職能の向上に繋げる。

（5）薬業界関係団体との友好連携の強化

全日本医薬品登録販売者協会を中心に情報の共有化を行い、薬業界関係団体との連携の強化を図る。

（6）賠償責任保険制度

医薬品の販売時における情報提供及び相談対応の際に生じたミスやトラブルに対応するため店舗販売業者及び登録販売者が僅かな掛金で加入できる「賠償責任保険制度」への加入促進に努める。

（7）薬事関係図書の刊行と斡旋

薬事法が改正される等大きな変化があった際、制度を周知するため会員に対し図書等を刊行する。また、希望者には薬事関係図書等を斡旋する。

Ⅲ 管理部門

1 組織の拡充と会員の確保

（1）公益社団法人として、財務の透明化、情報開示、ガバナンス（内部統治）の徹底を図る。

（2）OTC医薬品の専門家たる登録販売者の団体としての方向性を明確に示し、組織の強化を図るとともに、新規登録販売者を対象に入会促進に努める。

（3）店舗の構造設備に必要なグッズ並びに名札等改正薬事法に対応するサポートを継続して実施する。

2 業務執行体制の整備と強化

新法による新しい公益法人として、新定款による執行体制、定款及び内部規程に沿った活動に努める。

業務の進展、拡大により、事務局に新たな人員配置の必要が生じた際は、増員の検討など柔軟に対応する。